



不動産鑑定士・税理士・弁護士・一級建築士による専門チーム
タウンエステート協同組合

税理士・会計事務所が知りたい 事業用新築建物 における 固定資産税等の 適正化業務

～地方税法343条10項を用いた究極の対応策～

講 師

高野 陽照 氏

タウンエステート協同組合
営業本部 部長



講 師

鈴木 昭弘 氏

タウンエステート協同組合
理事 不動産鑑定士



早稲田大学、(株)リクルート、プルデン
シャル生命保険(株)を経て現職。
当事業には8年前から従事。

航空宇宙産業に従事するも、バブル崩壊
を機に不動産鑑定士となる。
男三兄弟の父。

東京生講座
オンライン LIVE &
アーカイブ

9/5(月) 13:00-15:00

※オンラインLIVE講座はチャットによる質問が可能

※オンラインアーカイブは3営業日後12:00より視聴可能

会場受講 先着 30名様限定
オンライン受講 無制限

会 場

[浜松町] ビジョンセンター浜松町

東京都港区浜松町2-8-14 浜松町TSビル4F,5F,6F TEL:03-6262-3553

JR山手線・京浜東北線「浜松町駅(南口-S5階段・金杉橋方面)」徒歩3分

東京モノレール羽田空港線「モノレール浜松町駅(南口-1出口)」徒歩3分、都営大江戸線・浅草線「大門駅(A1出口)」徒歩5分

受講料

一般： [会場受講] 25,000円(税込)
[オンライン]

会員： 無 料

資産税実務研究会 / 定額制クラブ /
不動産コンサルティング実務研究会 /
資産税オンライン会員

お申込み・詳しい講座内容は裏面をご覧ください。

99.9%の人が知らない！地方税法343条10項とは

家屋の付帯設備であって、当該家屋の所有者以外の者がその事業用に供する取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することとなったもの(特定付帯設備)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、第一項の所有者とみなし、当該特定付帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課すことができる。

講座内容

1.「地方税法343条10項を用いた究極の対応策について」

講師：タウンエstate協同組合 営業本部 部長 高野陽照

- ① 建物の固定資産税は、建物が老朽化してもなぜ安くならないのか。
- ② 建物の躯体と設備を分離して申告納税方式にすることで、なぜ固定資産税が安くなるのか。
- ③ どんな建物にこのスキームを使えば、効果が大きいのか。

2. 事業用新築建物の固定資産税適正化スキームの補足説明及び質疑応答

講師：タウンエstate協同組合 理事 不動産鑑定士 鈴木昭弘

- ① この固定資産税適正化スキームを使えば、なぜコストカットが可能になるのか。
- ② 最近の建築資材高騰の影響を受ける施工主にとって、この適正化スキームが役に立つ。

会場案内

ビジョンセンター浜松町 東京都港区浜松町2-8-14 浜松町TSビル4F,5F,6F TEL:03-6262-3553

・JR山手線・京浜東北線「浜松町駅(南口-S5階段・金杉橋方面)」徒歩3分 ・都営大江戸線・浅草線 「大門駅(A1出口)」徒歩5分
・東京モノレール羽田空港線 「モノレール浜松町駅(南口-1出口)」徒歩3分

お申込み方法

必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。折り返し受付確認票を送付いたします。HPからもお申込みいただけます。

FAX送信先 **03-5539-3751**

HPからのお申込みはこちら <http://farbe-net.com/>

9/5(月)「税理士・会計事務所が知っておきたい 事業用新築建物における固定資産税等の適正化業務」申込書

受講形式 ***いずれかの項目にチェックを入れてください。**

生講座会場受講（30名様） オンラインLIVE講座（無制限） オンラインアーカイブ講座（無制限）

種 別 ***いずれかの項目にチェックを入れてください。**

定額制クラブ 会員(無料) 資産税実務研究会 会員(無料) 不動産コンサルティング実務研究会 会員(無料)
 資産税オンライン会員(無料) 一般

参加者名 | フリガナ

事務所名

ご住所

TEL

FAX

E-mail